THE COMMODITY FUTURES ASSOCIATION OF JAPAN

日本商品先物取引協会 会報

2014.1 VOL. 9



目 次 (2014.1 VOL.9)

I 巻頭挨拶「平成26年 年頭所感」 日本商品先物取引協会 荒井5	史男会長・・・・・・・1
Ⅱ主務省寄稿 「平成26年年頭所 経済産業省 苗村2 農林水産省 星川3	感」 公嗣 商取引監督課長・・・・・・・・3 長輝 商品取引グループ長・・・・・・・4
	せん・調停委員として思うこと(雑感)」 ニ弁護士・・・・・・5
Ⅳ平成25年の相談状況及び苦情、約	分争処理状況について・・・・・・・・・・・・
V定款の施行に関する規則の改正に	こついて 1 2
VI第2回米国外国口座税務コンプラセミラ	イアンス法に関する ナーの開催について・・・・・・・13
2店頭商品CFD取引の状況・・・・ 3平成25年度相談センター苦情 4登録外務員数の推移・・・・・・ 5商品先物取引業者の登録外務員 6商品先物取引仲介業者の登録を 7国内商品市場取引に関する統計	先物取引業者の状況・・・・・・・14 ・・・・・・・・・・・・・15 ・相談等受付状況(12月分)・・・・17 ・・・・・・・・・・・・・・・19 員数規模別一覧・・・・・・・20 ・・・・・・・・20 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・
編集後記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

I. 巻頭挨拶

平成26年 年頭所感

日本商品先物取引協会 あらい ふみ ぉ 会 長 荒井史男

平成26年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

皆様お健やかに、抱負と希望に満ちた新春をお迎えのことと存じます。

皆様ご案内のとおり、本会は、平成11年に振興部分を分離して自主規制に専念する団体として 出発いたしました。また、法人格も民法上の社団法人から商品取引所法(現商品先物取引法)に より設立される法人(特別法人)へと変更いたしました。本年4月には、それから数えて15年目 を迎えることとなります。

本会は、15 年前に自主規制に専念して以来、①自主規制の確立・徹底、②紛議の解決、③外務 員の研修・登録を3本の柱に掲げ、商品先物取引の社会的信頼を向上するための諸施策に取組み、 その基盤整備、拡充に努めてまいりました。

特に自主規制の確立・徹底につきましては、この 15 年で商品先物取引業界のコンプライアンスに関する意識及び社内体制等の水準は着実に向上したと考えられます。この間、相談等件数が大幅に減少したのもその結果の表れと受け止めている次第です。

本会が永年にわたってこのような活動を行い、実績を残すことができましたのも関係各位のご 理解とご支援の賜物と改めて御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返りますと、いわゆるアベノミクスや日銀が行った異次元の金融緩和といわれる政策等により日経平均株価が上昇するなど、景気回復の動きが強まってまいりました。

翻って、我が商品先物取引業界では、60年の伝統を誇った東京穀物商品取引所がその歴史に幕 を閉じ、その後も出来高の低迷が続くなど、依然として厳しい状況にあります。

このような状況の下、総合取引所に関連した金融商品取引法施行令や内閣府令等の改正も含め、商品先物取引の勧誘に関する議論が活発に行われました。特に昨年6月に閣議決定されました「規制改革実施計画」の中で、勧誘等における禁止事項について、顧客保護に留意しつつ、市場活性化の観点から検討を行うことを、農水省と経産省が平成25年度に措置する、とされたことによっ

て、不招請勧誘禁止規制が撤廃又は緩和されるのではないかという期待が出てまいりました。この期待が実現して商品先物市場の活性化の一助となれば、商品先物取引が我が国の産業、経済の 重要なインフラの役割を果たすことになると考えられます。

一方、不招請勧誘禁止規制の緩和に反対する活発な動きもみられ、日本弁護士連合会をはじめ 各地の弁護士会や消費者団体等から声明や意見が表明されました。これを受け、内閣府の消費者 委員会は、「仮に商品先物取引における不招請勧誘禁止が金融デリバティブ取引に係る規制と同 程度に緩和されると被害が再び増加することが予想される」とする意見書を公表しております。

こうした動きに対し、日本商品先物振興協会が「取引所取引に対する不招請勧誘禁止規制の撤 廃を求める意見書」を公表しました。そこでは、「日商協による自主規制が十分に機能しており、 取引所取引に対する不招請勧誘禁止規制の適用を除外してもトラブルは抑制できる」とされてい ます。

自主規制機関である本会といたしましては、消費者委員会等の主張している懸念の払拭が極めて重要であると考えております。そのためには、会員の皆様のご協力の下、これまで取り組んできた「コンプライアンス体制確立プログラム」を着実に実行することに加えて、新たな取組みを行うことについて検討したいと考えております。

不招請勧誘禁止規制の撤廃又は緩和につきましては、今のところ関係省庁から結論は出ておりませんが、消費者委員会等の反対意見にみられるように、残念ながらこれまで業界が一丸となって積み重ねてきた実績は考慮されておらず、未だに社会的には負のイメージが根強く残っていることが明らかとなりました。

本会におきましては、こうした負のイメージを払拭するため、引き続き社会的信頼の向上に全力を尽くす所存であります。会員各位におかれましても、コンプライアンスの取組みはもとより、 顧客本位の姿勢をさらに徹底することによって信頼の獲得に努めていただき、商品先物取引業界が健全に発展するよう念じております。



最後になりましたが、本年は午年でございます。商品先物取引業界及び 関係各位にとりまして、万時"うま"く運ぶ一年となることを祈念いたし まして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

Ⅱ. 主務省寄稿

平成26年 年頭所感

経済産業省 商務情報政策局 商務流通保安グループ な むら きみ ひで 商取引監督課長 苗 村 公 嗣

平成26年の年頭にあたり、謹んで御挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、平素から 商品先物取引行政に御理解と御協力を賜り、改めて御礼申し上げます。

商品先物取引は、取引のリスクヘッジや価格形成の場として重要な産業インフラであります。 こうした観点から、昨年6月に閣議決定された「規制改革実施計画」に基づく勧誘規制の合理化 の検討等、機関投資家や個人投資家等の多様な市場参加者の参加促進の環境整備を進めていると ころです。また、東日本大震災以降、電力用の燃料としてLNGの需要が高まり、我が国のエネ ルギー政策が大きく転換期を迎えている中で、電力やLNG等の発電用燃料も含めた「総合的な エネルギー先物市場」の整備を進めているところです。

加えて、国内市場の活性化のためには、消費者が安全・安心して取引できる環境の確保が極めて重要です。商品先物取引に関する苦情相談件数は、平成23年は2083件、平成24年は944件、平成25年は816件と着実に減少しております。こうした状況は、日本商品先物取引協会をはじめ、会員各社の苦情の減少に向けた努力の成果と受け止めております。

今後とも苦情件数を着実に減少させていく上で、日本商品先物取引協会における「コンプライアンス体制確立プログラム」、そのプログラムに基づくコンプライアンス体制に関する会員の自己点検は極めて有効であると考えており、会員各社に定着することを期待しております。会員各社が自らのビジネスモデルに応じてリスクの把握に努め、苦情の発生防止に取り組むことは、委託者が安心して取引に参加できる環境の実現、ひいては市場活性化に資することとなります。

経済産業省としても、市場活性化や委託者保護の観点から、法令諸規則、「商品先物取引業者等の監督の基本的な指針」、「商品先物取引業者等検査マニュアル」等に基づき、商品先物取引業務の健全な運営が行われるように、適切に監督行政を実施していく所存です。その際には、農林水産省、日本商品先物取引協会をはじめ関係者の皆様とコミュニケーションを図り、健全な商品先物取引市場の発展に引き続き努めてまいりたいと考えております。

末筆ながら、皆様の御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成26年 年頭所感

農林水産省 食料産業局 ほしかわやす てる 商品取引グループ長 星川 泰 輝

新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。皆様におかれましては、平素から商品先物取引行政の推進に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

1月14日に現職に着任し、皆様方との御縁をいただきましたことを、誠にありがたく感謝しております。商品先物取引行政に携わるのは今回が初めてとなりますが、皆様方のお話をできるだけ多く伺いながら、諸々の課題に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、農産物の商品取引につきましては、昨年2月に、これまで農産物の商品取引の中核を担って来られました東京穀物商品取引所が60年の歴史に1つの区切りをつけ、農産物・砂糖市場が「東京商品取引所」と「大阪堂島商品取引所」の東西二つの取引所に受け継がれました。この場をお借りして、改めて、関係者の皆様方の御尽力に敬意を表する次第です。

また、昨年8月に、米の先物取引の試験上場が2年間延長されました。今後とも、国民の皆様に対し、米の先物取引の実施状況について透明性のある情報の提供を積極的に行うとともに、取引所はじめ関係者の皆様方とよくコミュニケーションを取ってまいりたいと考えております。

私が申し上げるまでもなく、商品先物取引市場は重要な産業インフラであります。とりわけ、 農産物の先物取引市場は長い歴史を有し、これまでも重要な役割を果たしてきたところですが、 今後、我が国の農業を成長産業として十分に発展させる上でも、なくてはならないツールのひと つだと考えております。

このような中で、商品先物取引市場の機能を十分に発揮するためには、市場の信頼性を確保し、 新規顧客の開拓などにより流動性を高めていくことが重要であることは言うまでもなく、そのた めには、公正な市場を形成することにより、今まで以上に市場参加者からの信用・信頼を得る必 要があると思います。

日本商品先物取引協会にあっては、コンプライアンス体制確立プログラムを策定し、会員に対して積極的に指導・監督を実施するとともに、外務員に対するセミナーの開催など資質の向上にも努められており、これらの取組を本年も引き続き継続されることを期待しております。

また、農林水産省としましても、規制改革実施計画に基づき勧誘規制の見直しに向けた検討などを行うとともに、規制と振興のバランスに配慮しながら、経済産業省、日本商品先物取引協会をはじめとする関係者の皆様方とともに、健全な商品先物取引市場の発展に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

最後に、本年が実り多い年となりますように、また、皆様の御健勝を祈念申し上げまして、私 の年頭の御挨拶とさせていただきます。

Ⅲ. あっせん・調停委員 手記

あっせん・調停委員として思うこと(雑感)

日本商品先物取引協会 あっせん・調停委員 からのようじ 弁 護 士 平野曜二

私が、平成13年に、日本商品先物取引協会(日商協)のあっせん・調停委員に就任してからというもの、今日までの間の、我が国の商品先物取引業界の変り振りは、本当に昔日の感があります。個人客を中心とした委託者に対する基本的な考え方は「自己責任原則」から「委託者保護原則」へと転換して、特に、新規委託者或いはこれに準じた委託者らに対する保護原則が日商協の自主規制にも色濃く反映される時代となったからでありました。勧誘規制が強化されたことから、これに伴い商品取引所の売買高が減少して、取引所の統廃合が進み、取引所の年間取引高も減少の一途を辿りましたし、商品先物取引業者(会員)数・登録外務員数も減少の途を辿り今日に至っております。しかしながら、前途を悲観する必要性はないと思っています。

今日では、国内外市場商品先物取引だけではなく、店頭商品CFD取引などの派生商品取引分野が拡大して、従来からの穀物や工業品のみならず、銘柄米は当然のことで、いずれ、再生可能エネルギーを含めた電力などもその取引対象となってくることが予想されています。総合取引所の近い将来の実現や海外の取引所との提携が現実のものとなるでしょうし、商品のみならず株式、債券、通貨などを組み合わせた新しい金融商品の開発、投資信託の開発が目の前にあると思っています。グローバリゼーションの時代には、それに相応しい取引所の形態が必要ですし、市場が

新しい金融商品を求めていると思います。平成2 3年1月施行の商品先物取引法や同法施行規則 では、プロアマ規制など委託者のレベルに応じた 取引規制が用意されました。多種多様な委託者の ニーズに合わせた、商品先物取引を含めた総合的 な金融商品の開発が期待されていると思ってい



ます。金融サービス業としての性格も保有している商品先物取引業界がなくなることは絶対にありませんし、ただ、留意すべきは「一般消費者の保護」の視点であります。俗な言い方になりますが、プロフェッショナルがアマチュアを喰い物にするような勧誘や取引は、厳に、慎まなければなりません。従来から指導原理となっている「誠実公正の原則」とは、そういう意味で理解すべきだと思っています。

さて、アベノミックスの恩恵をいち早く受けた我が国の証券業界では、今、盛んに「ニーサ」 (非課税証券投資)の販売に力を入れており、貯蓄から投資への掛け声にて、一般市民の関心を 集めています。それなのに、どうして、商品取引業界がその一翼を担えないのか、政治力に欠け るからなのか、それとも、過去の不始末・不行跡が尾を引いているのか、分かりませんが、当業 界もこの経済社会環境の変化に乗っていく気概が必要だと思います。如何でしょうか?

私なりに勝手な雑感を記述させていただきました。日商協の統計データによれば、この約10 年間に苦情相談も紛争仲介申立も約10分の1までに激減しており、私なりに、自画自賛ではありますが、当業界の健全化の一助になったのかなぁと思っております。

最後に、余談ではありますが、私の亡父がその生前に、幼かった私へ、昭和30年代の時期だと記憶しておりますが、繰り返し繰り返し、四大証券会社にはめられて大損をしたと悔しそうに話してくれたことを記憶しています。今や、その四大証券は2社しか生き残っていません。昔、「株屋」とさげすまれていた証券会社でも、某大証券会社の社員が証券取引等監視委員会から刑事告発されるほどに、コンプライアンスが行き渡っているのです。ですから、同じことは商品先物取引業界でも例外ではないと思っています。商品取引業界の健全なる発展を祈るものです。

Ⅳ. 平成25年の相談状況及び苦情、紛争処理状況について

はじめに

本会は、平成11年4月1日に社団法人から商品取引所法(現「商品先物取引法」)の特別法人に改組して、自主規制に特化した団体となりました。これに伴って、相談センターは従前からの相談、苦情処理の業務に加えて、新たに紛争仲介(あっせん・調停)業務を開始し、商品デリバティブ取引に関するお客様からのご相談に応じるとともに、苦情及び紛争の解決に努めています。

ここでは、平成25年1月から12月までの1年間に相談センターで取り扱った「相談(問い合わせ)」、「苦情」、「紛争仲介」の受付状況等を集計し、平成24年(前年)との比較・分析を行いました。

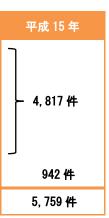
また、受付件数のデータには、参考までに出来高が最も多かった平成 15 年分を併記しました。

1. 「相談 (問い合わせ)」について

- 〇 相談センターでは、商品デリバティブ取引に係る全般的な質問にお答えしております。
- 〇 相談は無料です。
- 協会では、次に掲げる相談、苦情及び紛争の解決を行うことができません。
 - ① 商品デリバティブ取引以外の有価証券取引や外国為替証拠金取引等に係るもの
 - ② 協会に加入していない業者の取引に係るもの

(1) 相談の受付件数

	平成 25 年	平成 24 年	
現会員等に関するもの	368 件	330 件	-
≪内訳≫国内商品	(268 件)	(285 件)	
外国商品	(33件)	(10件)	
店頭商品	(67件)	(35件)	
元会員等に関するもの	65 件	82 件	-
その他	163 件	239 件	
合 計	596 件	651 件	



- 注1.「現会員等に関するもの」は、集計時点の会員及び会員と提携する商品先物取引仲介業者(以下「会員等」という。)で社名が判明した件数です。
- 注2.「元会員等に関するもの」は、商品先物取引業務廃止等ですでに会員等でない社で社名が判明した 件数です。
- 注3. 平成 15 年は「現会員等」及び「元会員等に関するもの」に区分できないため、両者の合計件数です。

≪解 説≫

平成25年の相談受付件数は596件で、前年の651件と比べて55件減少(8.4%減)しました。

- ・ 内訳をみると、「現会員等に関するもの」の件数は平成 25 年が 368 件と前年の 330 件と 比べて 33 件の増加 (11.5%増) となりました。このことは、4 月中旬の金価格の急落が 件数増加の一つの要因と思われます。
- ・ また、「元会員等に関するもの」の件数は平成 25 年が 65 件と前年の 82 件と比べて 17 件の減少 (20.7%減) となりました。これは、すでに受託業務を廃止した業者と取引していたお客様からの「事前に現金を振り込めば、損金の全部又は一部を取り戻すことができる等の内容の電話があり入金をせまられた」との相談件数が前年の 35 件から 19 件まで減少した影響によるものと思われます。
- ・ また、「現会員等に関するもの」の内訳をみると、「国内商品」の比率が下降した反面、「外国商品」及び「店頭商品」の比率は上昇しており、「現会員等に関するもの」368 件のうち、「外国商品」が33 件、「店頭商品」が67 件と合せて100 件と27.2%(前年は13.6%)を占めています。

このことは、「外国商品」及び「店頭商品」を業とする会員はインターネット取引によるビジネスモデルが主流であり、当該会員の中で4月から5月にかけて発生したWEBサイトへのアクセスの不具合が件数増加の主な要因と思われます。

なお、「外国商品」及び「店頭商品」の相談内容としては、「電話番号を教えてほしい」、「兼業業務(株式、外国為替証拠金取引等)の仕組み等について質問したい」、「誤ったパスワードを入力したために取引を制限されてしまった」などが大半でした。

(2) 相談の内容別件数

	平成 25 年	· 平成 24 年
損金を取り戻せるか否かに関するもの	① 88件 (14.8%)	① 68件 (10.4%)
勧誘に関するもの	② 32件 (5.4%)	② 47件 (7.2%)
商品先物取引の仕組み・制度に関するもの	③ 28件 (4.7%)	④ 39件 (6.0%)
日商協の対応に関するもの	③ 28件 (4.7%)	⑤ 37件 (5.7%)
(苦情処理・紛争仲介の手続き等)	(3) 20 1 + (4. 1%)	(3.7%)
外国為替証拠金取引に関するもの	③ 28件 (4.7%)	⑧ 25件 (3.8%)
インターネット取引に関するもの	⑥ 25件 (4.2%)	⑦ 28件 (4.3%)
売買に関するもの	⑦ 21件 (3.5%)	⑤ 37件 (5.7%)
無許可・無登録業者に関するもの	⑧ 20件 (3.4%)	③ 45件 (6.9%)
その他(上記以外)	326件 (54.7%)	325件 (49.9%)
合 計	596件(100%)	651 件 (100%)

注. 相談件数前記の丸数字は、当該年の件数順位を示しています。

≪解 説≫

- ・ 相談の内容別件数をみると、「無許可・無登録業者に関するもの」が前年の第 3 位から 第 8 位に順位を下げた以外の大きな変動はありませんでした。
- ・ 平成 25 年の「無許可・無登録業者に関するもの」が件数、比率とも減少したのは、農 林水産省及び経済産業省において「無許可で商品先物取引業を行う者の名称等について」 が発信され、一般に注意喚起がなされたことが一つの要因と思われます。

・ また、前年と比べると、「損を取り戻せるか否かに関するもの」の件数が 68 件から 88 件に増加し全体の 14.8%を占めましたが、その内容の多くは、単純に取引の損に対する不平不満を主張するといったものでした。このことは、4 月中旬の金価格の急落が一つの要因と思われます。

2. 「苦情」について

- O お客様は、相談センターに対して電話、手紙及び WEB 等の方法により協会の会員に対する苦情を申し出ることができます。
- 苦情の申出に対し、相談センターの相談員はお話を伺い、必要な助言や苦情に係る事情を調査します。
- O お伺いした苦情の内容は相手方会員に通知してその迅速な解決を求める等の対応を行い、苦情の解決 の促進を図ります。
- 苦情の処理は無料です。

(1) 苦情等(苦情+紛争仲介直接申出)の受付件数

	平成 25 年	平成 24 年
苦情	36 件	43 件
紛争仲介直接申出	14 件	12 件
合 計	50 件	55 件

平成 15 年
321 件
125 件
446 件

≪解 説≫

・ 平成 25 年の苦情件数は 36 件で、前年の 43 件に比べて 7 件の減少(16.3%減)となりました。

また、紛争仲介直接申出は前年より2件増えましたが、苦情との合計(以下「苦情等」という。)件数は50件で、前年の55件に比べて5件の減少(9.1%減)となりました。

- ・ この 50 件について商品デリバティブ取引別でみると、国内商品市場取引に関するもの が 47 件、外国商品市場取引に関するものが 1 件、店頭デリバティブ取引に関するものが 2 件でした。
- ・ この 50 件のうち、本会の会員と提携する商品先物仲介業者に係るものが 4 件ありました。

(2) 苦情等の申出事由類型別

	平成 25 年	平成 24 年
不当勧誘類型	33 件	43 件
一任売買類型	2 件	0 件
無断売買類型	3 件	2 件
仕切回避類型	6 件	6 件
その他	6 件	4 件
合 計	50 件	55 件

≪解 説≫

- ・ 平成 25 年の申出事由類型別では、商品取引契約の締結に係る勧誘と個々の取引に係る 勧誘の双方を含む「不当勧誘類型」が最も多く33 件と苦情等全体(50 件)の66.0%を占 めましたが、前年の78.2%と比べて比率が低下しました。次いで件数の多いのは「仕切 回避類型」の6件でした。
- ・ 不当勧誘類型の苦情等 33 件の具体的内容別件数は、「断定的判断の提供」が 15 件と最 も多く、次いで「執拗な勧誘」と「適合性原則違反」が各 3 件でした。

(3) 不当勧誘類型に占める未取引の割合

	平成 25 年	平成 24 年
苦情等件数	50 件	55 件
不当勧誘類型	33 件	43 件
うち未取引(比率:%)	5件(15.2%)	6件 (14.0%)

≪解 説≫

- ・ 平成 25 年の苦情等 50 件のうち、不当勧誘類型に属する苦情 33 件の中で取引開始に 至っていない未取引の件数は5件で、前年の6件とほぼ同水準となりました。
- ・ なお、上記未取引の苦情申出の対象となった会員に対しては「コンプライアンス体制確立プログラム」(平成24年9月26日理事会決定)に基づき、申出の対象となった会員に対してヒアリングを実施し、効果的な改善を促す等の機動性を重視した指導を行いました。

3. 「紛争仲介」について

- O 相談センターでは、前述の苦情処理で苦情の解決に至らなかった場合や、本会の苦情処理に依らずにお 客様と会員が自主的に話し合いを行っても解決に至らなかった場合などに、解決手段の一つとして、紛争 仲介を行っております。
- O 紛争仲介は、協会が委嘱する弁護士や専門知識を有する有識者等である担当あっせん・調停委員が行います。
- 紛争仲介制度を利用される際には、申出手数料及び期日手数料の紛争仲介に係る手数料をご負担いただ くことになります。

(1) 紛争仲介の受付件数

	平成 25 年	平成 24 年	平成 15 年
紛争仲介件数	25 件	31 件	146 件
(うち、直接紛争仲介件数)	(14 件)	(12 件)	(125 件)

≪解 説≫

- 平成25年の紛争仲介受付件数は25件で、前年の31件に比べて6件の減少(19.4%減) となりました。
- ・ この 25 件について商品デリバティブ取引別でみると、国内商品市場と店頭デリバティブの両方の取引に関する事案 1 件を除き、すべて国内商品市場取引に関するものでした。
- ・ また、この 25 件のうち、本会の会員と提携する商品先物仲介業者に係るものが 4 件あ

りました。

(2) 紛争仲介の申出事由類型別

	平成 25 年	平成 24 年
不当勧誘類型	18 件	25 件
一任売買類型	1 件	0 件
無断売買類型	2 件	2 件
仕切回避類型	2 件	3 件
その他	4 件	1 件
合 計	25 件	31 件

≪解 説≫

- ・ 平成 25 年の申出事由類型別では「不当勧誘類型」が最も多く 18 件と紛争仲介全体 (25 件) の 72.0%を占めましたが、前年の 80.6%と比べて比率が低下しました。
- ・ 不当勧誘類型の紛争仲介 18 件の具体的内容別件数は、「断定的判断の提供」が 9 件と最も多く、次いで「適合性原則違反」が 4 件でした。

※苦情処理及び紛争仲介手続きの詳細は、協会HPをご覧ください。

→ https://www.nisshokyo.or.jp/investor/s_center.html また、ご相談については、下記の方法にてお問い合わせください。

日本商品先物取引協会 相談センター受付窓口

電話の場合 03-3664-6243

WEB の場合 https://www.nisshokyo.or.jp/investor/soudan/form 郵送の場合 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町 9-4

- ・電話による受付時間:月~金曜日(祝日を除く)9:00~17:00
- ・直接協会へご来訪の場合には事前にお知らせください。

V. 定款の施行に関する規則の改正について

本会において、会員のコンプライアンス水準の向上を図るための取組みを一層進めるためには、会員のコンプライアンス体制に関する情報の収集を強化していく必要があります。

そのため、第 120 回理事会(平成 25 年 11 月 27 日)において「定款の施行に関する規則」を 改正し、会員が商品先物取引法の規定に基づく命令、処分又は勧告を受けた場合等は、すべて 協会に報告することといたしました。

また、商品先物取引仲介業者が所定の事項に該当したときは、商品先物取引仲介業者の所属商品先物取引業者である会員が協会に報告することといたしました。

定款の施行に関する規則 新旧対照表 (下線部分が改正箇所)

定款の施行に関する規則 新旧対照表(下線	
新	Iβ
(報告事項)	(報告事項)
第6条 (略)	第6条 (略)
$(1) \sim (2) \tag 略)$	$(1) \sim (2) \tag 略)$
③ 法の規定に基づく命令、処分又は勧告を	(3) 法第 232 条、第 235 条又は第 236 条の規
<u>受けたとき。</u>	定に基づく命令又は処分を受けたとき。
(4) 前号に規定する命令又は処分に従い、主	(新 設)
務省に報告したとき。	
<u>(5)</u> ~ <u>(11)</u> (略)	<u>(4)</u> ~ <u>(10)</u> (略)
2 会員は、商品先物取引仲介業者(定款第	(新 設)
3条第1項第4号に定める業者をいう。)	
<u>について、次に掲げる場合に報告を行うも</u>	
<u>のとする。</u>	
(1) 法の規定に基づく命令、処分を受けたと	(新 設)
<u> </u>	
(2) 前号に規定する命令又は処分に従い、主	(新 設)
務省に報告したとき。	
(3) 法の規定により罰金の刑を受けたとき。	(新 設)
(4) 法の規定に基づく検査が行われ、講評が	(新 設)
あったとき。	
(5) 法の規定に基づく検査が終了し、検査書	(新 設)
が交付されたとき。	
(6) 顧客等の個人情報が漏洩したことを認識	(新 設)
したとき。_	
(7) 前各号に掲げるときのほか協会が必要と	(新 設)
認めるとき。_	
<u>附 則</u>	(新 設)
 この改正は、平成 25 年 11 月 27 日から施行する。	
2 1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	

VI. 第2回米国外国口座税務コンプライアンス法に関するセミナーの開催について

米国では、米国人による海外口座を使った租税回避を防止するため、米国外国口座税務コンプライアンス法(Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」(ファトカ)という。)が平成22年3月18日に成立しました。このFATCAは米国法ですが、外国の金融機関に対して、世界中の米国民等が保有する金融口座の状況を米国の内国歳入庁に提供するよう求めるものです。我が国も、平成24年6月21日に「FATCA実施の円滑化と国際的な税務コンプライアンスの向上のための政府間協力の枠組みに関する米国及び日本による共同声明」(日本:金融庁、財務省、国税庁、米国:財務省)を発表し、この取り組みを受け入れました。

そして、平成25年6月11日に日米当局から「<u>国際的な税務コンプライアンスの向上及びFATCA</u> 実施の円滑化のための米国財務省と日本当局の間の相互協力及び理解に関する声明」(日本:財務 省、国税庁、金融庁、経済産業省、農林水産省、厚生労働省、米国:財務省、以下「日米当局声 明」という。)が公表され、平成26年1月1日までに内国歳入庁に登録することを含め、日本国 内の金融機関が実施すべき具体的な事項が示されました。

その後、7月12日に米国当局がFATCAに係る対応期間を6か月繰り延べたことを受け、日米当局は12月18日に<u>日米当局声明の一部を修正する追加的声明</u>を公表し、日本国内の金融機関が内国歳入庁に登録する期日を平成26年7月1日に繰り延べるなどしました。

これらの動向については、適宜、ホームページを通じて会員に情報提供し、対応を求めてきましたが、FATCAに係る対応期間が明確になったことから、FATCAの概要及び日米当局声明等に基づいた会員における実務対応について確認することを目的に、昨年 1 月 17 日に引き続き、KPMG 税理士法人及び有限責任あずさ監査法人の専門家を講師に迎え、以下のとおり第 2 回 FATCAに関するセミナーを開催し、会員 38 社 (65 名) が参加されました。

日 時 平成 26 年 1 月 7 日 (火) 13 時 30 分~15 時 10 分

パートナー 九里 隆吉 氏

場 所 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り(八重洲通りハタビル5階)

講師 KPMG 税理士法人 フィナンシャル サービス グループ シニアマネジャー 丹生谷 佳子 氏 有限責任あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザリー部

WI. 統計資料

1. 国内商品市場取引を行う商品先物取引業者の状況

4	手度	商先業		国内市場 売買枚数	国内市場 取組高 (年度末)	商先業者 国内市場 売買枚数	国内取引を行 う社の外務員 数(年度末)	手数料収入			
	. ~	全体 国内取引 を行う社		(千枚)	(千枚)	(千枚)	(人)	(百万円)			
平成11年度			110	176, 565	2, 271	155, 456	13, 596	284, 219			
平成	12年度		106	222, 293	2, 731	206, 837	14, 132	297, 306			
平成	13年度		105	254, 387	2, 795	225, 333	14, 757	321, 176			
平成	14年度		100	284, 971	2, 672	250, 106	14, 773	339, 061			
平成	15年度		97	311, 580	2, 670	268, 384	14, 894	345, 757			
平成	16年度		96	269, 357	2, 051	240, 745	14, 611	292, 154			
平成	17年度		86	215, 489	1, 514	182, 145	12, 055	223, 839			
平成	18年度		79	170, 133	1, 080	141, 951	9, 678	153, 760			
平成	19年度		70	142, 141	661	114, 494	6, 926	113, 659			
平成	20年度		49	92, 623	415	63, 641	4, 801	62, 128			
平成	平成21年度		37	68, 518	447	44, 990	3, 511	48, 420			
平成	成22年度 53		33	63, 570	393	44, 654	2, 784	44, 236			
平成	23年度	59	59 33 65, 81		394	50, 662	2, 405	46, 222			
(前	年比)			103. 54%		113. 45%		104. 49%			
平成	24年度			56, 227	_	47, 185	_	43, 174			
(前	年比)			85. 43%		93. 14%		93. 41%			
	4月	56	32	6, 607	314	5, 920	2, 278	4, 601			
	5月	56	32	4, 671	316	4, 161	2, 439	2, 866			
	6月	56	32	4, 803	304	4, 212	2, 434	3, 107			
	8月 55 31 4, 26		31	55 31	55 31	55 31	4, 475	311	4, 014	2, 423	2, 899
			4, 265	311	3, 960	2, 356	2, 913				
			3, 613	303	3, 265 2, 33		2, 504				
		32	3, 587	312	3, 284	2, 321	2, 641				
		32	3, 027	327	2, 752	2, 324	2, 462				
	12月	55	32	3, 177	309	2, 899	2, 282	2, 614			
平成	25年度			38, 225		34, 469		26, 607			
(前年	同月比)			95. 51%		104. 13%		87. 16%			

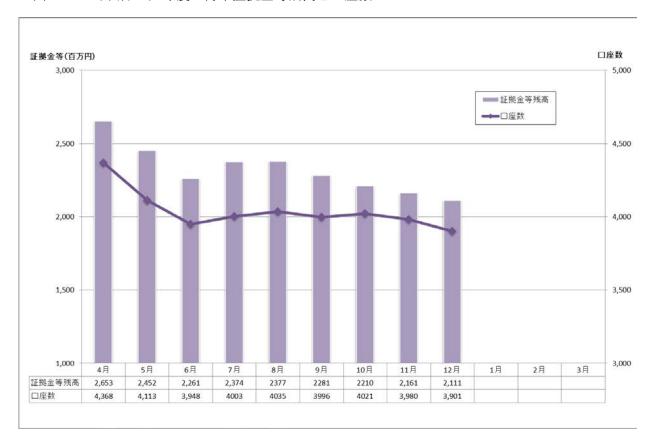
- (注)商品先物取引業者(商先業者)は、商品先物取引法施行(H23.1.1)まで商品取引員とされていた。
- (注)H23年1月以降の手数料収入には外国商品市場及び店頭商品の収入が含まれている可能性がある。
- (注)商先業者数は、3月31日付けで廃業した会社を含まない。
- 出典: 商先業者数、商先業者国内市場売買枚数、外務員数及び手数料収入は当協会調べ

国内市場売買枚数は日本商品清算機構「出来高速報」

国内市場取組高は平成19年度まで全国商品取引所連合会編「商品取引所年報」等(各月央値)、20年度以降は各商品取引所(月末値)

2. 店頭商品CFD取引の状況

(1) 2013 (平成 25) 年度 月末証拠金等残高と口座数



(2) 2013 (平成 25) 年度 月間取引件数



(3) 2013 (平成 25) 年度 月間取引金額



(4) 2013 (平成 25) 年度 月末取引残高



3. 平成 25 年度 相談センター 苦情・相談等受付状況 (12 月分)

(1) 12月の問い合わせ・苦情等受付状況に関するコメント

① 問い合わせの状況

- ・問い合わせは 36 件 (前年同月 43 件) であり、その内訳は、現会員等に関するもの 20 件、元会員等に関するもの 2 件、その他 14 件となった。
- ・平成 25 年度 4 月~12 月の累計は 429 件(前年度 4 月~12 月は 457 件)で前年比 28 件減となった。

② トラブル解決の受付状況

- ・苦情申出に紛争仲介直接申出を加算した件数(日商協に解決を委ねられたトラブルの件数)は2件[苦情申出0件+紛争仲介直接申出2件](前年同月1件)であり、未取引の苦情はなかった。
- ・申出事由は2件ともに「不当勧誘類型」であり、「不当勧誘類型」の内容は「適合性の原則」に関するものであった。
- ・平成 25 年度 4 月~12 月の累計は 38 件(前年度 4 月~12 月は 36 件)で前年並みとなった。

③ 苦情の受付状況

- ・苦情申出は0件(前年同月1件)であった。
- ・平成 25 年度 4 月~12 月の累計は 27 件(前年度 4 月~12 月は 26 件)で前年並みとなった。

④ 紛争仲介の受付状況

- ・紛争仲介申出は2件(前年同月1件)で、すべて紛争仲介直接申出によるものであった。
- ・平成 25 年度 4 月~12 月の累計は 19 件(前年度 4 月~12 月は 20 件)で前年並みとなった。

(2) 12月の問い合わせ・苦情等受付状況(件数)

25年度

24年度

布数

不当勧誘類型事案の状況

		うち FX等	1	-	2	4	က		က	4					21	21	
		うち海外先物等	4	2	2	0		2	3	0	0				13	13	
		から高	24	13	16	13	13		13	9	_				125	125	
		元 公員等	4	7	9	4	3	4	5	က	2				38	38	
25年度		店頭商品	4	13	9		4	3	4	9	2				20	50	
		外国商品	9	5	3	3	2	-	0	2	2				24	24	
		国内商品	48	17	19	15	ıκ̈		18	_	13				192	192	
	1	現会員等	28	35	28		39	15	22	26					566	266	
		問い合わせ	98	55	50		55	28	40	39	36				429	429	
		うち FX等	2	3	2	2	2	4	3	2	1	3	_	3	28	21	
			うち海外先物等	2	5	4	7	4	4	2	4	4	3	က	1	38	31
		その街	16	19	17	၂က	17	21			9	16	13	6	207	169	
	1	元会員等	3	5	8	∞	12	က	8	က	2	10	10	7	82	22	
24年度		店頭商品	1	2	-	က	4	9	2	4	3	4	7	6	43	26	
		外国商品	1	0	-	-			0	0		4	-	4	13	4	
		国内商品	20	19	23	30	32		26	17	18	24	28	24	279	203	
	1	現会員等	22	21	25	34	36	24			22	32	36		332	233	
		問い合わせ	41	45	50	65	65	48	58		43	58		50	624	457	
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月		中計	4月~12月	

問い合わせ受付状況

※上記問い合わせの「元会員等」は受託業務廃止等ですでに会員等でない社で名称が判明した件数である。 ※上記問い合わせの「現会員等」は集計時点の会員等で名称が判明した件数である。

※上記問い合わせの「うち海外先物等」には、店頭、ロコロンドンまがい取引等が含まれるが、いずれも会員外の取引を集計している。

书信·纶争体介受付状况

1	-																	
			(C)+(D)		8	∞	9	က	2	က	-	5	2	, , , ,			38	38
		うち紛争仲介	直接申出	(D)	3	2	1	 0 		2	0	 - -	2	 	 		11	11
			3.5	CFD*	0	0	0	0	0	0	0	0	0	 _			0	0
			うち	7 የ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	! !	_	_	0	0
			店頭「うち	商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	! ! _			0	0
			田太	商品	0	0	0	0	0	0	0	0	0	_ _			0	0
	25年度		田田	商品	4	2	-	က	ļ —	2	က	 -	2	 			19	19
%	254		豹争 中介		4	2	1	က	 - 	2	က	 - 	2	 			19	19
7			3.5	CFD₩	0	0	-	0	0	- 0	0	- -	0	 !	 !		2	2
K			35	スワップ CFD等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	- 			0	0
<u>-</u>					0	0	-	0	Г О	0	0	ļ —	0	! !			2	2
ロほ **** チャルスじかん]]	外国	商品 商品	0	0	0	0	0	-	0	0	0	! _ ! _			1	-
0			国内	商品	2	9	4	က	2	0	_	က	0	 			24	24
		批	((0)	2	9	5	က	2-	 	 	1 4	0				27	27
			(A)+(B)		4	3	3	4	7	4	2	5	-	2	9	4	48	36
	丰度	いた祭毎伯令	は 本田子(の)	NH-XI	-	0	-	0	 4 		 - 	2	0	 -	 -	1	13	10
	24年度		一		3	က	2		 4	 	 က	က က	0	!	- -	4	56	20
		排	<	(Y)	3	က	2	4	I I က I	 က	4	 က 	-	 - 	2	3	32	26
					4月	5月	6月	7月	- 8月	ı°	_	- 11月	12月	1月	2月	3月	令	4月~12月

紛争の処理状況

※「件数」の数字は、苦情と紛争中介直接申出の合計である。 ※「法施行後」の数字は、商先法完全施行(平成23年1月1日)後に 取引を開始した不当勧誘類型事案の件数である。

13	仲介 二二	۶ کی ا		1	結	15
甲出件数	繰越件数	序の別	批批	収下げ	打切り	一処埋中
0	d	ツヰc⊈	7	2	11	-
<u>n</u>	n	副 停	0	0	0	。 . –
小中 号 の み 本 小 人 小 中 号 か し か ー か ー か ー か ー か ー か ー か ー か ー か ー	ナ その手続き内	カサーオ」 ロエニ窓	脚」おない	ラー・ファイナル	れた生計され	1.5.

24年度 比率% 「実会員数

数 #

田田市田

申出事由類型別状況

60.5% 1: - 2.6% - 1 - 7.9% - - 3

不当勧誘類型 一在売買類型 無断売買類型 過当売買類型 仕切回避類型

15.8%

※「申出事由分類型」の分類は、受付段階において申出人の主張した事由による。 ※数字は苦情と紛争仲介直接申出の合計である。

12.5%

> 連絡を構類型ート 返還運延頻型

4. 登録外務員数の推移

平成21年度まで 単位:人

	前年度末外務員数	新規登録者数	登録更新者数	登録抹消者数	当年度末外務員数
平成15年度	14,773	5, 619	2, 487	5, 498	14, 894
平成16年度	14,894	4,872	2, 473	5, 155	14, 611
平成17年度	14,611	4, 271	729	6,827	12, 055
平成18年度	12,055	2, 695	545	5,072	9, 678
平成19年度	9,678	1,668	457	4, 420	6, 926
平成20年度	6, 926	980	287	3, 105	4,801
平成21年度	4, 801	715	887	2,005	3, 511

平成22-24年度

	前年	度末外務	員数	新	規登録者	数	登	録更新者	数	登	録抹消者	数	当年	度末外務	員数
	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者
平成22年度	3, 511	3, 511	0	314	301	0	603	603	0	1,024	1,024	0	2,801	2, 788	0
平成23年度	2,801	2, 788	0	28, 208	388	308	218	218	0	1,932	767	36	29, 077	2, 409	272
平成24年度	29,077	2, 409	272	4, 173	403	51	173	173	0	2,637	471	129	30, 613	2,314	194

[※] 平成23年1月1日に商品先物取引法が施行されたことにより、従来の国内商品市場取引に加え、外国商品市場取引と店頭商品デリバティブ取引を行う事業者が会員となったため、統計の連続性を考慮して国内商品市場取引を行う会員の外務員数を内訳表記した。

平成25年度

	前	月末外務員	数	新	規登録者	数	登	録更新者	数	登	録抹消者	数	当人	月末外務員	数
	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	 うち仲 介業者	合計	□ □うち国 □内商品 □ 市場	うち仲 介業者	合計	うち国 内商品 市場	うち仲 介業者
4月	30, 613	2, 314	194	205	16	0	19	19	0	426	52	2	30, 392	2, 278	192
5月	30, 392	2, 278	192	443	190	0	10	8	0	125	29	1	30,710	2, 439	191
6月	30, 710	2, 439	191	158	26	14	10	10	0	312	31	3	30, 556	2, 434	202
7月	30, 556	2, 434	202	267	24	4	79	79	0	244	35	5	30, 579	2, 423	201
8月	30, 579	2, 423	201	212	22	1	13	13	0	224	35	1	30, 567	2, 356	201
9月	30, 567	2, 356	201	195	14	0	2	2	0	383	33	0	30, 379	2, 337	201
10月	30, 379	2, 337	201	119	18	1	14	14	0	333	34	12	30, 165	2, 321	190
11月	30, 165	2, 321	190	219	19	0	12	12	0	101	16	1	30, 283	2, 324	189
12月	30, 283	2, 324	189	282	9	0	18	18	0	166	51	i 3	30, 399	2, 282	186
1月											! !	 			
2月											l L	l L		<u> </u>	
3月											I	ı			

^{※ 「}うち国内商品市場」の外務員数については、既に会員であって国内商品市場取引に業務を拡大、或いは国内商品市場取引から撤退することがあるため、新規登録者数と登録抹消者数との差異が当月末外務員数と整合しない場合もあります。

5. 商品先物取引業者の登録外務員数規模別一覧

※平成25年12月31日現在

(単位:社)

※平成25年12月31 外表	务員数	会員数	(単位:位) うち国内商品市場 を行う会員数
10,000名以上		1	0
5,000名以上	10,000名未満	2	0
1,000名以上	5,000名未満	1	0
500名以上	1,000名未満	0	0
450名以上	500名未満	0	0
400名以上	450名未満	0	0
350名以上	400名未満	1	1
300名以上	350名未満	0	0
250名以上	300名未満	0	0
200名以上	250名未満	2 	1
150名以上	200名未満	1	1
100名以上	150名未満	7 L	7
50名以上	100名未満		4
25名以上	50名未満	10	8
10名以上	25名未満	12	7
	10名未満	11	3
合	· 計	55	32
外務員	総数(名)	30, 213	2, 282

注) 登録外務員数1,000名以上の4社はいずれも銀行である。 銀行関係(5社)の外務員数は27,568名であり、全体の91.2%となっている。

6. 商品先物取引仲介業者の登録外務員数規模別一覧

※平成25年12月31日現在

(単位:社)

10名以上	1 (172名)
10名未満	3
合 計	4
外務員総数(名)	186

7. 国内商品市場取引に関する統計・資料等について(リンク先)

国内商品市場取引に関する統計・資料などの情報につきましては、次の商品取引所及び関係 団体のホームページをご覧ください。

(1) 相場情報、ヒストリカルデータ

<u>| 株東京商品取引所</u>(「相場情報」または「ヒストリカルデータ」) http://www.tocom.or.jp/jp/ 大阪堂島商品取引所(「相場情報」) http://www.ode.or.jp/

※ 平成25年2月12日に、東京穀物商品取引所が取り扱う一般大豆、小豆、トウモロコシ、 粗糖は東京商品取引所へ、同じくコメは大阪堂島商品取引所へ移管されました。

(2) 統計データ

日本商品先物振興協会業界統計データhttp://www.jcfia.gr.jp/study/data1.html㈱日本商品清算機構商品取引所出来高速報等http://www.jcch.co.jp/tokei/日本商品委託者保護基金委託者資産保全措置の状況http://www.hogokikin.or.jp/hozensochi.htm

(3) (一般向け) 先物取引、オプション取引の解説

商品先物市場の基本的な事項、概要等に関する紹介サイト (株東京商品取引所(<u>先物・オプション入門</u>) http://www.tocom.or.jp/jp/nyumon/index.html#text 大阪堂島商品取引所(「<u>商品先物取引ガイド</u>」) http://www.ode.or.jp/



編集後記

- 新年明けましておめでとうございます。会員の皆様のご健勝を心よりお喜び申し上げます。
- 昨年の金融・証券市場は歴史的な株高・円安となり、日経平均株価は年間で 57%上げ、41年 ぶりの上昇率、円は対ドルで 34 年ぶりの下落率を記録しました。日銀による大規模な金融緩和などで日本が長引くデフレから脱するとの期待が浮上し内外の投資家が取引を活発に膨らませました。年末年始のニュースは、初売り大盛況、高額商品の売り上げが堅調など景気のいい話も多く、景気回復の裾野がいよいよ広がり始めたのではないでしょうか。N I S A (少額投資非課税制度) が導入され、G P I F (年金積立金管理運用独立法人)の運用見直しが検討されるなどリスク資産に対する投資環境の追い風がある一方で、4 月には消費税が 5%から8%に引き上げられるなど景気を下押しする要因もあり、正に本年は「アベノミクス」「デフレ脱却」の正念場となり、アベノミクス第二幕に期待を寄せたいものです。
- 昨年12月、商品デリバティブ取引に係る投資家のリテラシー向上に役立つ情報を提供するため、本会ホームページ「投資家の皆様へ」をリニューアルいたしました。具体的には「国内商品市場取引」の仕組み、リスクの重要性、取引に当たって注意すべき事項等をよりわかりやすくするとともに、新たに「商品CFD取引」についても取引の特徴等をとりまとめましたので、ご活用いただければ幸いです。

なお、「外国商品市場取引」についても、近々同様のページを作成し、会員及び投資家の皆様に向けて情報発信をしていく予定です。

■ 次回の会報(第10号)は本年5月を予定しています。今後とも、本会報では、会員の利便性 に資する情報をお届けできるよう努めてまいりますので、ご活用いただければ幸いです。ご 意見・ご要望等がありましたら、ぜひお寄せくださいますようお願い申し上げます。

管理グループ総務経理担当 03-3664-4732

soumu@nisshokyo.or.jp

2014年1月 日本商品先物取引協会役職員一同